

保護者ハンドブック 2024





明星学苑賛歌

土岐 善磨 作詞
信 時 潔 作曲

♩ = 92
mf

す こ や か に ま じ め に と も

4

に つ と め ゆ く こ の

7

よ ろ こ び を の の と り も き

10

け の の と り も き け の

13

の そ ら も み よ の の そ ら

16

も み よ

mp

f

f

目 次

項目をクリックすると、そのページにジャンプします。

学校法人明星学苑の沿革概要	2
沿革の概要・明星小学校の歩み	
明星小学校学則（抄）	7
忌引について	12
明星小学校の児童として	13
児童の基本的な生活習慣の形成を目指して（家庭編）	15
日 課 表	17
明星小学校制服規定	18
登校について	21
地震対策について	22
諸届・願について	24
来校の際には	25
連絡帳について	25
明星小学校配置図	26

この保護者ハンドブックは、ご家庭と学校との連携を深めるために作成したもので、次のような構成になっています。

- 学校のことをより深く理解していただくページ
- 児童の学校生活をより充実させるための心得などのページ
- 緊急時における対応の仕方などのページ
- 諸届、来校時などのページ

お子様の在学中に、疑問点などありましたら、まずこのハンドブックをご覧ください。

学校と家庭が手を携えて、ともにお子様の健やかな成長を見守ってまいりましょう。

学校法人明星学苑の沿革概要

沿革の概要

大正12年 4月	明星実務学校開校
昭和 2年 2月	財団法人明星中学校と組織変更
昭和22年 4月	五か年旧制中学より三か年の新制中学校に移行
昭和23年 4月	明星高等学校開校
昭和24年 4月	明星幼稚園設立（9月開園）
昭和25年 4月	明星小学校開校
昭和26年 3月	財団法人明星中学校は学校法人明星学苑と組織変更
昭和29年 4月	中・高等学校に女子部開設
昭和39年 4月	明星大学開学（理工学部）
昭和46年 4月	明星大学大学院 人文学研究科開設
昭和47年 4月	明星大学大学院 理工学研究科開設
昭和51年 4月	明星大学附属幼稚園開園
昭和62年 4月	いわき明星大学開学（理工学部・人文学部）
平成 4年 4月	明星大学青梅キャンパス開学 （情報学部・日本文化学部）
平成15年 4月	明星中学校共学
平成18年 4月	明星高等学校共学

明星小学校の歩み

昭和25年 4月	明星小学校開校。1学年・2学年・在籍70名 児玉九十校長 清水綾夫主事 就任
9月	新校舎 3教室落成
昭和26年 4月	鈴木秀男主事 就任
昭和27年 7月	第1回海の学校実施（館山）
昭和28年 4月	この年から第1学年2学級編成（松・竹）
9月	英語授業開始
昭和30年 3月	第1回卒業式35名
7月	全校児童文集第1号創刊
昭和31年 4月	体育館完成
昭和33年 4月	全学年2学級編成完成・児童数509名・学級数12学級
7月	第1回山の学校実施
昭和35年11月	明星小学校創立10周年記念式典挙行

昭和37年 6月	プール新設（25m及び小プール）
昭和39年 4月	1年生3学級編成開始
昭和40年 9月	新校舎第1期工事完成
昭和41年 4月	橋本秀一主事 就任
5月	カフジ明星小学校開校（サウジアラビア王国）
昭和42年10月	「海外帰国子女教育」について文部省研究指定校
昭和43年 3月	校舎第2期工事完成
昭和44年 4月	全学年3学級編成完成
昭和45年11月	明星小学校創立20周年記念式典挙行
昭和46年 1月	第1回スキー学校（黒姫山荘）実施
4月	コンゴ明星ムソシ小学校開校
昭和50年 4月	イラン シラズ明星小学校開校
4月	外国人教師による1・2年の英語授業開始
6月	日本私立小学校連合会教員研修会会場校
昭和53年 4月	児玉三夫校長 就任
昭和55年 4月	森本弘主事 就任
11月	明星小学校創立30周年記念式典挙行
昭和56年 7月	小学校専用屋外プール新設
昭和57年 4月	TVスタジオ開設
昭和59年 4月	ブラスバンド結成
昭和60年 4月	波多野松男主事 就任
4月	FC明星（サッカー）発足
昭和62年10月	コンピュータ導入
昭和63年 4月	コンピュータ教育発足
5月	明星学苑ジュニアオーケストラ発足
平成2年11月	明星小学校創立40周年記念式典挙行
平成3年 4月	川上和夫主事 就任
4月	4年生以上のコンピュータ授業開始
6月	日本私立小学校連合会教員研修会会場校
平成4年 4月	清水正人主事 就任
平成6年 5月	宿泊行事（3年～6年）を整理統合
平成7年 4月	児玉伸雄校長 就任
平成8年 4月	清水正人校長、望月克彦教頭 就任
平成10年 4月	隔週学校週5日制開始
平成12年 4月	くぬぎの時間（総合的な学習）を特設
11月	明星小学校創立50周年記念式典挙行
平成13年 7月	2年生緑の教室を八ヶ岳山荘で実施

平成14年 8月	新教育課程対応の校舎完成
平成15年 2月	明星小学校合唱団 ウィーン少年合唱団とジョイントコンサート実施
4月	ビオトープ完成
平成16年 6月	日本私立小学校連合会教員研修会会場校
平成17年 4月	望月克彦校長、菅野秀二教頭 就任
平成18年 4月	マーチングバンド結成
平成20年 4月	菅野秀二校長、古賀博教頭 就任
4月	プール跡地に「学校園」を開園
6月	総合体育館の全天候型プールを使用した授業開始
平成21年 2月	「音楽会」を児玉九十記念講堂にて開催
平成22年 4月	「新教科配当時間数」「新生活日課表」にて実施
4月	3年生以上の課外（自学）「めきめきスタディ」開始
7月	1年生きよさとの教室を八ヶ岳山荘で実施
7月	6年生サマースクール開始
9月	明星小学校創立60周年記念風船とぼし「夢をのせて」
11月	明星小学校創立60周年記念式典挙行
平成23年 4月	緊急対応用弁当開始
7月	5・6年生サマースクール開始
9月	明星小学校同窓会総会開催
10月	6年生修学旅行を飛騨高山にて実施
平成24年10月	4年秋の学校を河口湖方面で実施（平成23年9月にも「4年宿泊学習」として八ヶ岳・河口湖方面で実施した。） ※「海辺の教室」から名称を「秋の学校」に変更して実施
10月	登下校時、府中駅・国分寺駅と明星学苑間で直通の急行バス運行開始
平成25年 1月	幼小合同活動の日を「にこにこの日」として活動開始
4月	小中連携「ひらめき算数」開始
7月	英語科にて多読多聴開始
8月	小大連携「元気玉プロジェクト」（台湾小学校と交流）開始
平成26年 4月	味形修校長 就任 「明星っ子クラブ」開設
10月	6年生修学旅行を日光にて実施
平成27年 2月	小学校校庭（人工芝・ゴムチップ）完成

	校舎東側ビオトープ完成 学校園に「学校田」完成
4月	中江正司教頭 就任
平成28年4月	月曜日のみ1単位時間45分授業開始 算数、英語、理科の3教科について、中学校教員による小中連携授業開始
8月	4年生から6年生の希望者を対象とした「English Camp」を栃木県芳賀郡にて実施
10月	小大連携「5年生国内留学」を明星大学にて実施 希望制の弁当給食を開始
平成29年2月	1年生から6年生の希望者が、ヤングアメリカンズアウトリーチに参加
3月	4年生、5年生の希望者を対象とした台湾留学を実施
4月	1単位時間を45分とし、月曜日のみ40分とする。
5月	小大連携企画として、明星大学教育学部の先生方による年間6回の保護者向け教養講座を開催
6月	5年生スマイルキャンプを高尾の森わくわくビレッジにて実施
6月	3年生海辺の教室を鴨川にて実施
10月	6年生修学旅行を京都・奈良にて実施
平成30年2月	小中連携英語学習の一環として、5年生と中学2年生がヤングアメリカンズアウトリーチに全員参加
4月	細水保宏校長、小水久保副校長 就任
10月	5年生国内留学を TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）にて実施
12月	5年生冬の学校を菅平高原にて実施
平成31年3月	図工作品展を実施
令和元年4月	プログラミング学習を6年生全員で実施 放課後の英語学習「スタービレッジ」開始
令和2年4月	前期（4月～10月中旬）、後期（10月中旬～3月）の2学期制に移行
4月	従来のランドセルを通学リュックに変更
10月	第1回保護者向けICT教育講座を開催。全5回を年度内に実施
11月	明星小学校創立70周年記念お祝いの会実施（新型コロナウイルス感染拡大に伴い記念式典は中止）
12月	第1回授業研究発表会を実施し、教科を算数に絞り全国に発信

- 令和3年3月 明星学苑八ヶ岳山荘閉鎖
- 4月 4年生、5年生 一人一台iPad所持。全ての教科で活用。
- 7月 東京都私学財団私立学校研究助成事業
- ・SDGs, STEAM教育と結びつけた総合的な時間における「探究」に関する研究
 - ・算数科における「探究」に関する研究
- 令和4年4月 3年生以上 一人一台iPad所持。全ての教科で活用。

明星小学校学則(抄)

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める初等普通教育を施し、心身ともに健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するために次の各号に掲げる目標の実現に努める。
- (1) 学校内外の社会生活経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主および自律の精神を養うこと。
 - (2) 郷土および国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国家協調の精神を養うこと。
 - (3) 日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
 - (4) 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
 - (5) 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
 - (6) 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
 - (7) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
 - (8) 生活を明るく豊かにする音楽・美術・文芸等について、基礎的な理解と技術を養うこと。

(学 年)

- 第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 10 月 15 日まで

後期 10 月 16 日から 3 月 31 日まで

(休業日、臨時授業および臨時休業日)

第 8 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律によって休日とされた日

(2) 学苑創立記念日 5 月 20 日

(3) 都民の日 10 月 1 日

(4) 日曜日

(5) 土曜日

(6) 夏季休業日

(7) 冬季休業日

(8) 春季休業日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるとき前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他、特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

第 4 章 入学、退学、転学および休業等

(入学期)

第 9 条 児童の入学期は学年の始めとする。

(入学資格)

第 10 条 第 1 学年に入学できる者は、学校教育法に定められている就学の始期に達した者とする。

2 入学志願者に対しては、選考の上入学者を決定する。

- 3 入学される児童数、出願期日、志願者心得及び選考期日などは毎年別に定める。

(出願手続)

第 11 条 入学志願者は、本校所定の入学願書に必要事項を入力し、入学検定料を振り込まなければならない。

(入学手続)

第 12 条 入学を許可された者の保護者は、保証人を定め、本校所定の誓約書用紙に必要事項を記入し、入学金を振り込み、手続きをしなければならない。

- 2 前項の定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学)

第 13 条 他校から転学を志願する者のあるときは、欠員ある場合にかぎり同一学年または相当学年に入学を許可することがある。

(再入学)

第 14 条 第15条及び16条の規定により、退学又は転学した児童が、1年以内に再入学を希望するときは、欠員ある場合にかぎり同一学年または相当学年に入学を許可することがある。

- 2 再入学を許可された者は、入学金を免除する。

(退 学)

第 15 条 児童が病気またはやむを得ない事故により退学しようとする場合には、保護者がその事由をくわしく記入し、願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合には医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第 16 条 児童が他の学校に転学しようとする場合は、その事由をくわしく記入し、保護者が願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 児童が病気その他やむを得ない事由のため、3か月以上欠席するときは、休学とし、事由発生後速やかに所定の書類を作成し、必要書類を添え、保護者又は保証人が事前に届け出て、許可を得なければならない。ただし、疾病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。休学の期限は原則として1年以内とする。

(復学)

第 18 条 休学した者は、その事由が止んだときは、ただちに原学年に復帰して就学しなければならない。

第 5 章 保護者および保証人

(保護者および保証人)

第 19 条 保護者は児童の生活と教育に関する一切の責任を負うものとして、常に学校教育活動に協力しなければならないものとする。

保護者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 親権者、後見人

(2) 兄、姉、縁故ある者等成年者で独立の生計を営む者

2 保護者は、自己のほか、東京都内もしくは近県に居住し、独立の生計を営む成人で、児童の生活と教育について学校に対し責任を負うことのできる者を一名保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

第 20 条 保護者または保証人が転籍、転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そう又は後見開始の審判若しくは破産等にかかるものであるときは、改めて保護者又は保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でない認められるときは変更させることがある。

第 8 章 授業料等の学費

(授業料等の学費)

第 25 条 本校は授業料等の学費は次のとおりとする。
(別紙：入学時、及び年度当初に通知)

(納入および納入の特例)

第 26 条 児童がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等の学費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 第17条により児童が休学を許可されたときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料等の学費を免除する。
- 3 転入学する者の保護者は、転入学許可の日が属する月分の授業料等の学費をおさめなければならない。
- 4 転・退学する者の保護者は、転・退学許可の日が属する月分授業料等の学費を転・退学許可の日までに納めなければならない。

(滞 納)

第 27 条 正当の理由がなく、かつ所定の手続を行わず、授業料等の学費を2か月以上滞納し、その後においても、納入の見込みがないときは退学を命じることがある。

(学費の不還付)

第 28 条 すでに納入した授業料等の学費は理由のいかんを問わず返還しない。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第 29 条 児童が品行方正、学力・体力優秀で、他の模範となるときは表彰
することがある。

(懲 戒)

第 30 条 児童が本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為の
あったときは懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒は訓告および退学とする。

3 前項の退学は次の各号の 1 に該当する児童に対してのみ行うもの
とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

第 10 章 補 則

(服 制)

第 31 条 本校児童の服制は別にこれを定める。

忌引について

下記の日数を忌引とし、欠席扱いにはしない。

(1) 父母の死亡 …………… 7 日以内

(2) 祖父母、兄弟姉妹の死亡 …………… 3 日以内

(3) 三親等以内の親族 …………… 1 日

明星小学校の児童として

生活の目標

1. 本校児童は、凝念の精神にのっとり、「健康・真面目・努力」の校訓を守り、正直なよい子になるよう心がける。

登校時には

2. 8時25分までに登校する。登校時には、必要な教科書・学用品・クリアファイルなどを忘れずに持ってくる。また、安全のため片手は必ずあけておく。

学校では

(教室内)

3. 整理整頓を心がけ、授業に必要なものを授業開始前に机の上に準備しておく。
4. 一日の授業の始めと終わりには、日直児童の合図で、先生と友だちにあいさつを交わす。
5. 毎時、授業の始めと終わりには、「凝念」をする。
6. 授業中は姿勢を正して、熱心に取り組む。
7. 意見、質問がある時は挙手して、返事をしっかりしてから発言する。
8. 授業中、席を離れる時は、先生の許可を求める。

(教室外)

9. 廊下は、右側を静かに歩く。
10. 他教室へは、ノック、会釈などをして礼儀正しく出入りする。
11. 講堂その他、集合場所へは、指示された順に静かに入る。
12. 掃除の時はエプロンをつけ、すすんで行く。

(通学服・持ち物など)

13. 制服・通学帽・運動着・校内着・スモック・通学リュック・セカンドバッグは、学校で定められたものを使用する。
コート・くつした・通学ぐつの着用についても、定められたものを使用する。

14. 持ち物は質素・実用を第一とし、学年・組・氏名をはっきり書いておく。
(人に対して)

15. 校長先生、先生がたを尊敬する。校内・校外で先生に会う時は会釈をする。

16. 校内・校外で、先生や来客に出会った時は、礼儀正しく会釈等をする。

17. 自分に対しては厳しく、他人に対しては言葉づかいや礼儀を正しくし、やさしく接する。

下校時には

18. 交通ルールを守り、横断歩道では左右の確認をする等、危険から身を守る。

19. 電車・バスなどの中では、まわりの方々への心づかいをする。また、老人・幼児・身体の不自由な人に対しては、親切な気持ちで接する。

20. 寄り道をせずに、まっすぐに家へ帰る。

家庭では

21. 帰宅後は、自分から進んで学習をする。

22. 父母を敬い、兄弟姉妹と仲よくし、自分のできることは進んで行う。

公共の場では

23. 学校や公園・図書館などの公共物を大切に扱い、進んできれいにしようとし心がける。また、借りたものは、もとどおりに返しておく。

児童の基本的生活習慣の形成を目指して(家庭編)

1年生から宿泊学習が行われます。集団で宿泊する際、一人でできないことがあると、みんなに迷惑をかけてしまうことがあります。

以下の項目を折にふれ、チェックしてみてください。

領域	項目	内 容	備考
朝	1	決められた時刻に一人で起きられますか。	
	2	「おはようございます」が言えますか。	
	3	起床後、洗顔ができますか。	
	4	トイレをすませられますか。	
	5	登校の準備ができますか。	
	6	「行ってまいります」が言えますか。	
食 事	1	朝食は余裕をもっていただけますか。	
	2	箸や茶碗を正しく持つことができますか。	
	3	テレビを見ながら食べていませんか。	
	4	口の中にたくさん入れて話をしていませんか。	
	5	食器の音をたてないで食べていますか。	
	6	音をたてて食べたり、飲んだりしていませんか。	
	7	こぼしたものを自分で始末できますか。	
	8	「いただきます」「ごちそうさまでした」が言えますか。	
	9	食べ物の好ききらいをしていませんか。	
	10	正しい姿勢で食事ができますか。	
	11	食事のあとかたづけのお手伝いができますか。	
下 校 ・ 帰 宅 時	1	決められた通学路を守って、登下校できますか。	
	2	横断歩道での信号を守り、安全確認ができますか。	
	3	家の人、担任に連絡なしで寄り道をしていませんか。	
	4	車内で騒いだり、走り回ったりしていませんか。	
	5	運転手に話しかけたり、割込み乗車をしていませんか。	
	6	乗車できるバスに乗らずに次のバスを待って、うしろに並んでいる人たちに迷惑をかけていませんか。	
	7	停留所やホームで待つときに、人に迷惑をかけないように気をつけていますか。	
	8	知らない人に誘われても、ついて行かないよう気をつけていますか。	
	9	家の人と約束した帰宅時刻が守られていますか。	
	10	「ただいま」が言えますか。	
	11	帰宅後、手洗い、うがいをし、制服が着替えられますか。	
	12	学校からのプリント（連絡）を忘れないで渡せますか。	
	13	お弁当箱や、おはしを出していますか。	
	14	学校のことを話せますか。	

領域	項目	内 容	備考
入浴	1	お風呂にすすんで入れますか。	
	2	湯船に入る前に身体を流していますか。	
	3	衣服を脱いだり、着たり自分でできますか。	
	4	タオルを正しくしぼれますか。	
	5	身体及び髪は一人で洗えますか。	
就寝	1	「おやすみなさい」が言えますか。	
	2	寝る前に歯をみがいていますか。	
	3	自分の着たものを片づけてから寝られますか。	
	4	早寝・早起きをしていますか。	
	5	自分の寝具は、自分で整えることができますか。	
	6	決められた時刻に寝られていますか。	
礼儀・節度	1	隣近所の人、来客に対して挨拶ができますか。 「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」「はい」 「ありがとうございます」「ごめんなさい」等	
	2	目上の人に対して敬った言動がとれますか。	
	3	言葉づかいに気をつけていますか。	
	4	必要に応じて電話の応対ができますか。	
	5	公共物の使い方(駅や公園のベンチ、トイレ、公衆電話)に気をつけていますか。	
	6	使った椅子を入れられますか。	
	7	おこづかいを無駄づかいしていませんか。	
整理整頓	1	筆箱の中に決められた物を入れてありますか。	
	2	玄関の履物の整頓ができますか。	
	3	遊び道具の片づけ、机の上・中の整理整頓ができますか。	
	4	持ち物に記名していますか。	
その他の	1	家の手伝いを自分から進んでしていますか。	
	2	住所・保護者氏名・電話番号が言えますか。	
	3	鉛筆を正しく持てますか。	
	4	進んで家庭学習(宿題、自主学習等)ができますか。	
	5	上履・下履は自分で洗えますか。	
	6	明日の学習の準備ができますか。	
	7	外で元気よく遊べますか。	
	8	はさみが上手に使えますか。	
	9	爪・耳・髪を清潔にしていますか。爪を一人で切れますか。	
	10	ちょう結びができますか。	
	11	制服・制帽・通学靴を正しく身につけていますか。	
	12	物を大切にしていますか。	
	13	困ったことがあった時には、先生に言えますか。	

日 課 表

・予鈴 8:20

・本鈴 8:25

	時程	月	火	水	木	金	土
朝の会	8:25～8:35	全校朝会	国語学習			全校朝会	行事等のための登校日 家庭学習日
全校朝会 国語学習	8:35～8:50						
1	8:55～9:40						
2	9:45～10:30						
ほのぼの	10:30～10:45						
3	10:50～11:35						
4	11:40～12:25						
昼休み	12:25～1:10						
5	1:15～2:00						
6	2:05～2:50						
清掃・帰りの会	2:50～3:20			2:00～2:30			
クラブ・委員会	2:20～3:10						
最終下校時刻	1年生	2:20					
	2年生	2:20	3:20	2:20	2:20	2:20	
	3年生	3:10	3:10	2:30	3:10	3:10	
	4年生	3:10 (クラブ3:30)	3:10	2:30	3:10	3:30	
	5年生	3:30	3:10	2:40	3:30	3:30	
	6年生	3:30	3:30	2:40	3:10	3:30	

※月曜日は隔週でクラブ活動（4～6年生）と奉仕委員会活動（5・6年生）を行う。

※木曜日5年体育、火曜日6年体育、金曜日4・5・6年くぬぎ 2:05～3:05

※委員会活動がある月曜日の4年生の最終下校時刻は、3:10とする。

明星小学校制服規定

冬 服

- 男子 上** 下…………濃紺サージ、丸襟ステンカラー、スプリングホック半ズボン・ベルト・Yシャツまたは、校章付き白半袖開襟シャツ
- 帽** 子…………三高型 黒ニッケ、帽章・校章をつける
- 靴** 下…………黒ソックス又は黒タイツ
- 女子 上** 下…………濃紺サージ、セーラー服(左胸ポケットに校章)、ジャンパースカート (気候により、つりスカート着用も可) スカーフ (えんじ色)
- 帽** 子…………紺メルトン、えんじ色のリボン付、左耳上に銀モールししゅう校章
- 靴** 下…………黒ソックス又は黒タイツ

・靴下について

正装時 (入学式、始業式、終業式、卒業式など) …黒ソックス又はタイツ
 上記以外 (登下校時、校舎内、体育の授業時など) …黒ハイソックスも可。
 (無地のみ、ワンポイント不可。)

- ・オーバーコート、レインコート、セーター、カーディガン、ベストは紺系統無地のもの。
- ・手袋・マフラーは、紺色か黒で事故に遭わないよう長さに注意する。

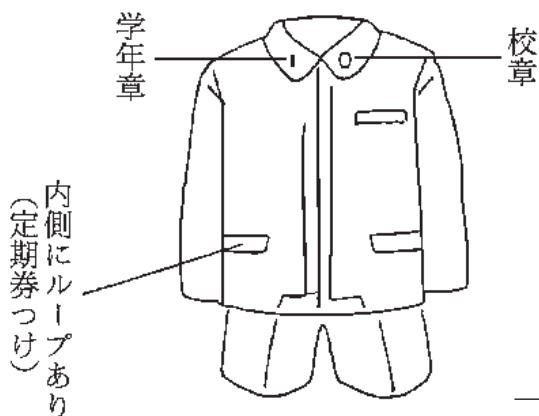
男子冬帽子



女子冬帽子



男子冬上下服



女子冬上下服



合 服

- 男 子 上 下……………霜降（型その他は冬服と同じ）
帽 子……………夏服と同じ
靴 下……………黒ソックス（三つ折り）
- 女 子 上 下……………白ブラウス（左胸ポケットに校章）、丸襟、
ジャンパースカート（左胸に校章）
帽 子……………夏服と同じ
靴 下……………白ソックス（三つ折り）

夏 服

- 男 子 上 下……………霜降ズボン・ベルト、白半袖開襟シャツ
（左胸ポケット上に校章）
帽 子……………夏帽（白ギャバセーラー帽）、ししゅう校章
靴 下……………黒ソックス（三つ折り）
- 女 子 上 下……………白ブラウス（左胸ポケットに校章）、
丸襟、つりスカート
（天候や体調により白長袖ブラウスも可）
帽 子……………夏帽（白ギャバセーラー帽）、ししゅう校章
靴 下……………白ソックス（三つ折り）

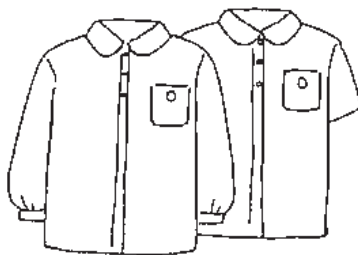
夏帽（男女共通）



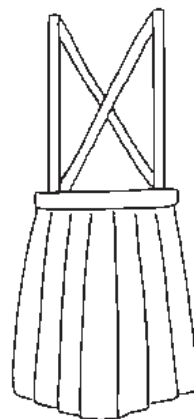
男子半袖開襟シャツ



女子ブラウス



夏スカート （つりスカート）



▶校内で着用するもの

校 内 着…………ポロシャツ（襟3色は自由選択）、
男子半ズボン、女子キュロットスカート

スモック…………男女兼用

運 動 着…………男女兼用、紅白帽

▶そ の 他

通 学 靴…………黒の短革靴（合皮も可）

※表皮が硬いものではないソフト合皮タイプ、靴底にクッションが入ったタイプ、つま先が丸くゆったり履けるタイプ、マジックテープで調整する運動靴タイプ等も認めている。

※布・スウェード・エナメル素材、白いライン等が入ったもの、ソールが黒くないものは不可。

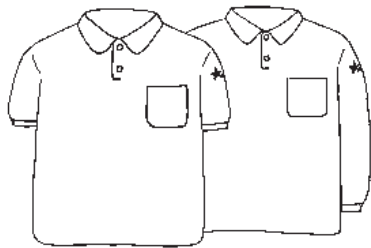
外 ば き…………白ズック（横に青ライン入り）

上 ば き…………白ズック

セカンドバッグ…………紺、meiseiマーク入

通学リュック…………黒、校章入

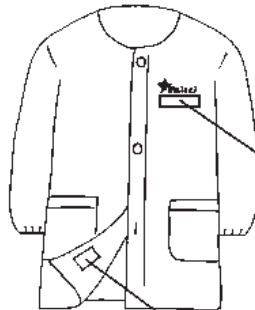
校内着（男女共通）



男子
（半ズボン）
女子
（キュロットスカート）

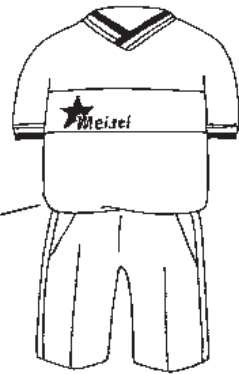


スモック



学年・クラス・氏名は油性のものではっきり書く

運動着上下

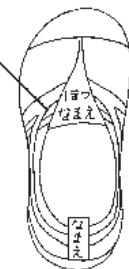


上ばき・外ばきも名前の位置は同じ

※半そでの校内着・運動着の着用時は、長そでの肌着は着ない

制服着用期間

期 間	制 服
4月1日～4月30日	冬 服
5月1日～10月20日	夏服、合服どちらも可
10月21日～3月31日	冬 服



登校について

交通機関の事故及び不測の事態が起きた場合

- 事故及び不測の事態により、通学に利用している交通機関に支障が生じた場合、運行状況を十分に確認され、安全第一に心がけて登校させてください。「遅刻扱い」にはなりません。また、運休した場合、あるいは復旧の見込みがない場合は、学校または学校携帯電話にご連絡ください。

ストや自然災害（台風・雪害・地震・その他）の場合

- J R中央線・京王線・京王バス（国分寺と府中間）の何れかがストや自然災害（台風・雪害・地震・その他）により、下記の定められた時刻に運行されない場合は休業となります。

交通機関 \ 摘要	ストが解除にならないで、休業が決定される時刻	自然災害により電車・バスが運休し、休業が決定される時刻	徒歩通学児童
J R中央線	午前 6：10	午前 6：10	左記に準ずる
京王線	午前 6：10	午前 6：10	
京王バス (国分寺と府中間)	午前 6：10	午前 6：10	

- 上記の路線以外で、通学に利用しているJR・私鉄・路線バスの何れかが、ストや自然災害（台風・雪害・地震・その他）により、運休し、登校が困難な場合は、その状況に応じて「出席停止」扱いとなります。その場合、必ず学校へご連絡ください。

自然災害が予測される場合

- 自然災害（台風・大雪等）が予測される場合で、通学に危険が予測される場合には、臨時休業になる場合があります。このような場合には、学校から休業の連絡を緊急連絡（メール配信）にてお知らせいたします。

※判断が難しい場合は、学校または学校携帯電話（080-3718-8900）にご連絡ください。

※上記の規定は、明星幼稚園・明星中学校・高等学校とは異なります。

地震対策について

(参考資料)

「大規模地震対策特別措置法では、東海地域に発生が予想されるマグニチュード8程度の海洋型地震のみを『予知可能』としています。地震観測網によって異常が確認された場合、判定会が召集され、必要に応じて警戒宣言と地震予知情報が出されます。

この地震が起きると、静岡県を中心とした地域（『強化地域』で震度6以上（烈震又は激震）のゆれがあるとされ、東京都は震度5（強震）程度のゆれが起こり、局地的にはかなりの被害が発生すると予想されています。」

明星小学校では地震対策として下記の措置をとります。

1 在宅の場合

警戒宣言の発令と同時に学校は直ちに休業とする。

警戒宣言が解除された時刻

午前6時10分以前のとき……………その日から平常授業

午前6時10分以後のとき……………翌日から平常授業

2 学校にいる場合

A 警戒宣言が発令された場合

全員を学校に留め、保護者に引き渡すまで保護する。

◎ 非常時用保存飲食料について

万が一、お子様を学校に留め、保護せざるを得ない状況の時のため、保存水とカンパン等を学苑で購入して備蓄庫に保管しております。

B 予知情報なしに突然強震が発生した場合

全員を学校に留め、保護者に引き渡すまで保護する。

◎ 登下校時に地震発生の場合

駅で

- ・友達と一緒に行動し、やたらに動かない。
- ・駅員（長）さんの指示に従い避難する。
- ・安全を確かめ、家又は学校のいずれか近い方へ行く。

電車の中で

- ・なるべく友達と一緒に行動し、やたらに動かない。
- ・乗務員さんなどの指示に従い避難する。
- ・安全を確かめ、家又は学校のいずれか近い方へ行く。

バスの中で

- ・電車に準ずる。

歩いている時

- ・やたらに動かず、近くの大人の指示に従い避難する。
- ・安全を確かめ、家又は学校、家庭で決めた緊急避難校のいずれか近い方へ行く。
(HP「登下校時の緊急避難校ネットワークについて」参照)

※「登下校時の約束」に従って行動する。(学校、家庭、児童のカバンに一部ずつ保管)

◎ ラジオによる学校安否情報

- ・東京地方が震度5以上の地震におそわれた時には、ニッポン放送が明星小学校の安否情報を放送しますので、ダイヤルを1242KHz（ワイドFM93MHz）に合わせてください。

◎ NTT東日本 安否確認ダイヤル(171)

学校からのお知らせに合わせて、毎年必ず安否確認訓練を行ってください。

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/images/manual.pdf>

諸届・願について

1. 住所・変更届（住所・電話番号変更など）
2. 登校許可証明書（医師記入用）
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登校届（保護者記入用）
3. 弁当注文書（緊急対应用）
4. 明星っ子クラブ申込書
5. 氏名・保護者・保証人・本籍等変更届
6. 不参加届（各学年宿泊行事等）
7. 休学・復学願
8. 転学・退学願
9. 携帯届
10. 異装届（けがをして制服や靴を着用できない時など、通常の装いと変更のある場合）

※上記1～4、及び10は、明星小学校ホームページよりダウンロードできます。

※上記の用紙は学校に常備してありますので、必要に応じて担任にお申し出ください。

※4. 明星っ子クラブ申込書、9.携帯届、10.異装届は、年度ごとにご提出ください。

欠席連絡について

1. 欠席する場合は、れんらくアプリで、午前8時25分までに学校へ連絡してください。
 2. 病気、けが等により欠席が1週間以上に及ぶとき、医師の証明書を提出していただく場合があります。
 3. 感染症による出席停止の場合は、「登校許可証明書」、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登校届」が必要です。病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。
- ※ ご不明な点がございましたら担任にお問い合わせください。

学校携帯電話について

次のような場合は、学校携帯電話(080-3718-8900)にて対応いたします。

1. 時間外に急を要する連絡をする場合。
2. 災害等発生時、登校の判断に迷った場合。
3. 宿泊行事等、校外学習などにおいて、緊急で連絡を取る場合など。

来校の際には

1. 学苑構内では交通事故防止及び限られた駐車場等の関係上、自動車の乗り入れはご遠慮ください。行事や会合及び児童の送迎等には、自動車でのご来校はできません。

やむを得ない場合は、事前に「送迎許可願」を小学校に提出して許可を受け、警備員の指示にご協力ください。

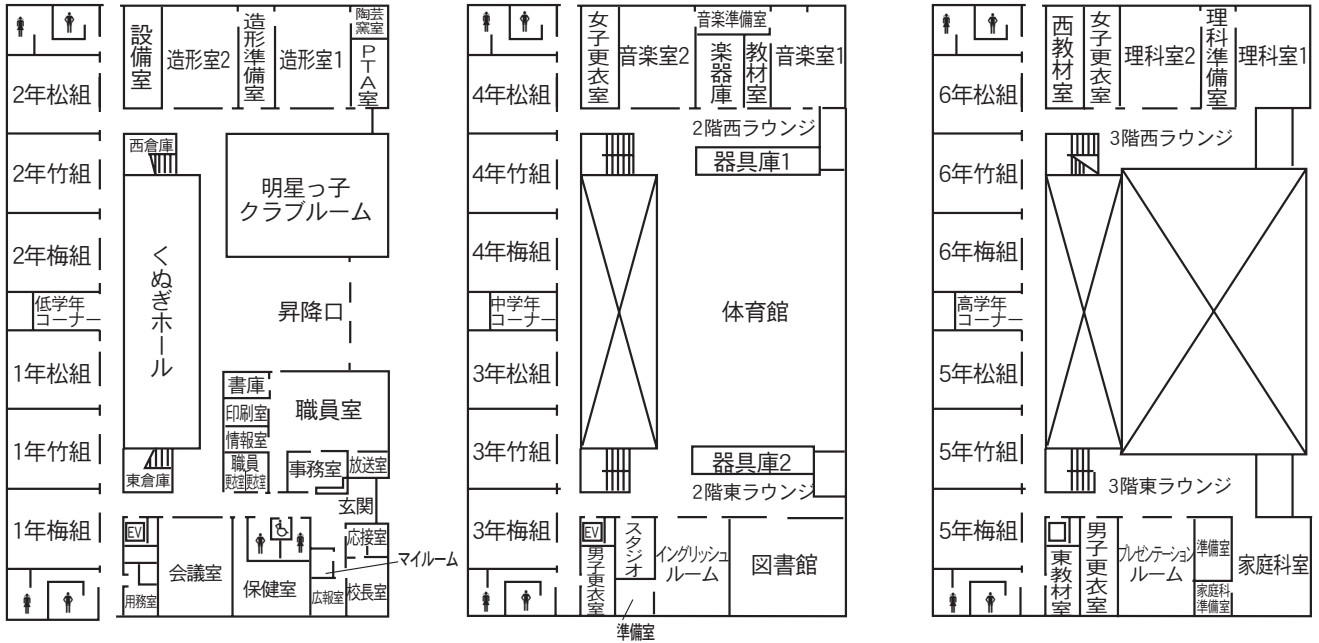
2. 来校時は所定の名札をさげ、校門（正門・北門・南門）を通り、小学校受付に申し出て、昇降口から出入してください。
3. 来校の際には、「上ばき」「下足袋」をご用意ください。

連絡帳について

次のような時には、連絡ノートに書いて、担任に提出してください。

- ・ 体育授業を見学する。
- ・ 平常とはちがう経路で下校する。
- ・ 買い物をする。（3・4年生は300円まで。5・6年生は500円まで。）
- ・ 保護者が、懇談会を欠席する場合
- ・ その他

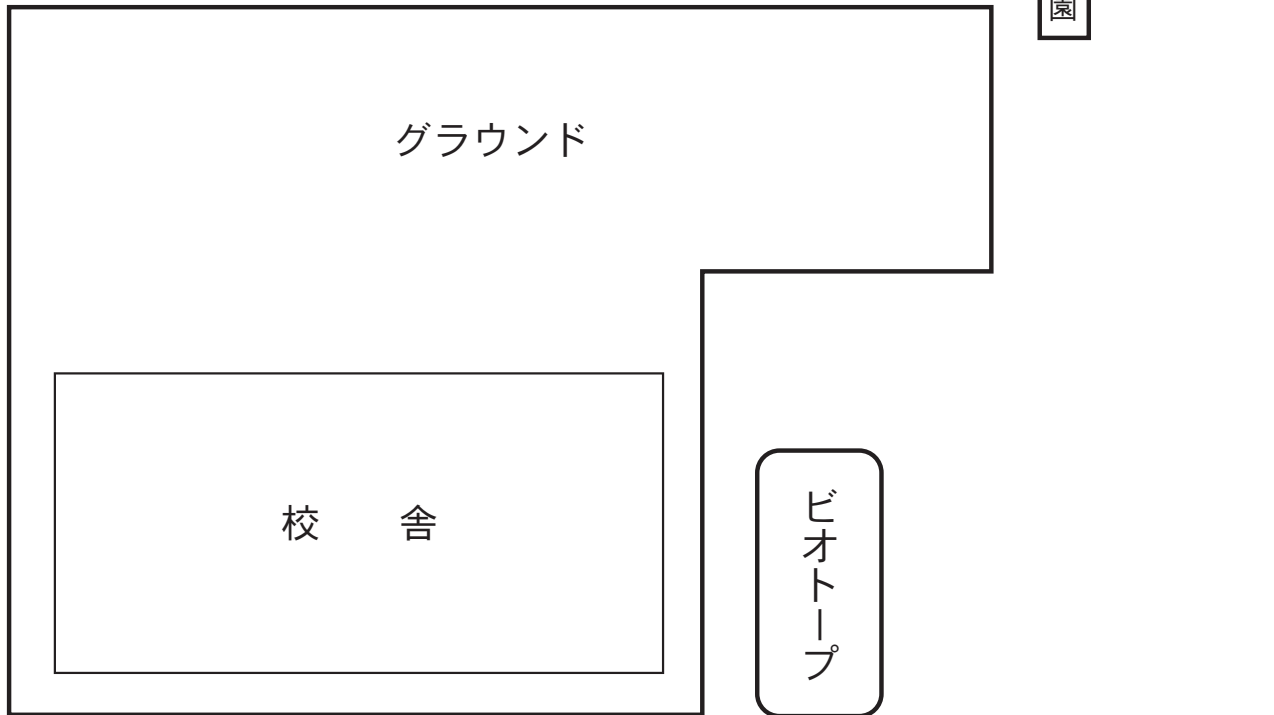
明星小学校配置図

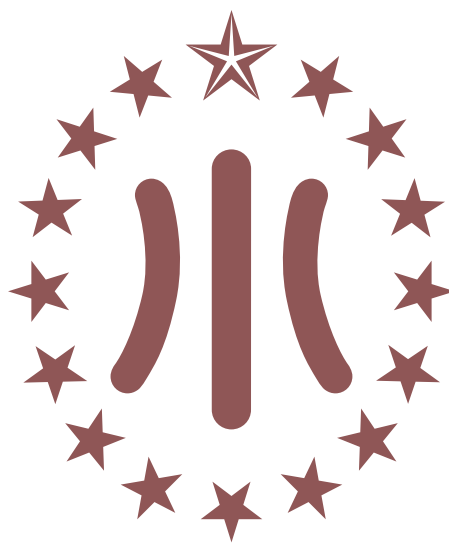


1 階

2 階

3 階





〒183-8531 東京都府中市栄町1丁目1番地 電話 042(368)5119